

IMADR & ERD ネット

人種差別根絶への多角的アプローチ～ 国連人種差別撤廃委員会委員を迎えて～

半澤英恵

「アジア太平洋地域担当・反人種差別アドバイザー」

国連人権高等弁務官事務所・東南アジア地域事務所

皆さまこんにちは。本日は国際シンポジウムにお招きいただきありがとうございます。まず初めに、主催者であります IMADR と人種差別撤廃 NGO ネットワーク（ERD ネット）をはじめ、日本の市民社会の皆さまが、長年にわたり人種差別撤廃に向けて地道で力強い取り組みを続けてこられたことに、深い敬意を表します。被差別当事者の声を社会へ届け、制度改革の必要性を粘り強く訴え続けてこられた皆さまの取り組みは、人権条約という形で国際的な枠組みを創り、合意を形成し、そしてそれを個人個人の生活の中で実現させていく上で非常に重要な役割を果たしています。

人種差別撤廃条約は、人種差別をなくすための国際的な枠組みの中核をなすものであります。加えて、2001年に南アフリカのダーバンで採択され、今年で25周年を迎えるダーバン宣言・行動計画も、人種差別のない世界を実現するためのもう一つの重要な国際的な枠組みです。25周年という節目は、私たちがこれまでの歩みを点検し、今後の取り組みをさらに強化する重要な契機となります。

こうした国際的枠組みが国内の変革へとつながるためには、何よりも市民社会の存在が不可欠です。シンポジウムで取り上げられていた外国人権法連絡会の「人種差別撤廃法モデル案」は、国際基準を国内の文脈にどう根付かせるか、その答えを示す実践の一つであると言えます。本日はまた、韓国での活発な市民活動の取り組みについてのお話もありました。韓国では現在、国会で差別禁止法が議論されていますが、日本でも韓国でも、包括的な差別禁止法を求める市民活動の歴史は長く、これは人種差別撤廃委員会

が繰り返し日本に求めてきた重要な勧告であり、国連人権高等弁務官事務所

(OHCHR) としても各国に推奨している施策です。あらゆる形態の差別を禁止する包括的差別禁止法が、人種差別禁止法のような特定の 이슈に焦点を当てた法律とも両立するものであることは、2023 年に人権高等弁務官事務所 (OHCHR) と Equal Rights Trust が共同出版し、IMADR が日本語訳も出している「包括的差別禁止法のための実践ガイド」にもある通りです。

国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) としても、差別禁止と平等の原則は業務の柱のひとつです。日本社会において、そして地域社会において、誰一人取り残されない未来を築くために、国際人権基準の浸透と実現に向け引き続き皆さまとのパートナーシップを強めていきたいと考えています。本日の議論が、日本における人種差別撤廃の取り組みをさらに前へ進める契機となることを期待しております。

ありがとうございました。